

電力供給約款別紙（関西電力送配電株式会社管内）

実施要綱 関西 のむシリカ電力 低圧季時別電力

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）～（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（関西のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、農産物の栽培のために、冷暖房負荷等の動力を使用する需要で、かつ、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお、この実施要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金

表を適用いたしません。

- (a) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が、原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合は、使用する最大容量、契約容量または契約電力（実施要綱の定めにより最大使用電力（お客さまが使用される電力の最大値をいい、以下同様といたします。）にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約電力

- (a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。
 - ② 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値

とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

- ③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなき場合は、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b)①により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、本約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

ホ) 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりといたします。

①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

②その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

①昼間時間

毎日午前8時～午後10時までの時間をいいます。

②夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

へ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

基本料金	1契約につき最初の7キロワットまで	1契約	7,628円82銭
	上記をこえる1キロワットにつき	1kW	1,089円83銭

(b)電力量料金単価

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

また、昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	17 円 19 銭
		その他季	1kWh	15 円 62 銭
	夜間時間		1kWh	10 円 96 銭

ト) 使用電力量の算定

料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、本約款15（使用電力量の算定）に準じて算定するものといたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

チ) その他

- (a)この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (b)イ（適用範囲）に定められた用途以外の用途に電気を使用された場合は、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (c)お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された1年に満たないでこれを消滅または減少しようとする場合は、別表2（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分してえたものといたします。

附 則

1. 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1. 契約設備電力の算定

契約設備電力は、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(2)に準じて定めます。

2. 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の終了または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(a)お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約容量または契約電力につき、電灯契約の適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約の適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量は、契約容量または契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b)お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約容量または契約電力分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量または契約電力分が増加された契約容量または契約電力分を上回るときは、増加された契約容量または契約電力分といたします。）につき、電灯契約の適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約の適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、供給設備のうち契約容量または契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量または契約電力分が増加された契約容量または契約電力分を上回るときは、増加された契約容量または契約電力分といたします。）について、当社が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約容量または契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c)実施要綱の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を

新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少しようとする場合とは、需給契約を新たに設定し、または契約負荷設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約負荷設備の総容量を減少しようとする場合もしくは協議によって契約電力を減少しようとする場合といたします。